

【平成 28 年 4 月 1 日】

## 水質汚濁に係る環境基準についての一部の改正について

水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する告示(平成 28 年環境省告示第 37 号)が 3 月 30 日に公布されましたので、お知らせいたします。

### 1. 告示の概要.

水域の底層を生息域とする魚介類等の水生生物や、その餌生物が生存できることはもとより、それらの再生産が適切に行われることにより、底層を利用する水生生物の個体群が維持できる場を保全・再生することを目的に、「**底層溶存酸素量**」を新たに生活環境項目環境基準に追加します。

なお、**対象は湖沼及び海域**となり、底層溶存酸素量の類型及び基準値は下表のとおりです。

表 底層溶存酸素量の類型及び基準値

| 類型   | 水生生物が生息・再生産する場の適応性   | 基準値           |
|------|--|---------------|
| 生物 1 | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域                 | 4.0mg/L<br>以上 |
| 生物 2 | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 | 3.0mg/L<br>以上 |
| 生物 3 | 生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域     | 2.0mg/L<br>以上 |